

第 11 次 久留米市卸売市場整備計画について

1 背景

これまでは、国の基本的な役割として、国が卸売市場を計画的に整備促進することとしていたが、改正卸売市場法の施行（令和 2 年 6 月）に伴い、卸売市場に関する基本方針において、卸売市場ごとの取引実態に応じた創意工夫ある施設整備に見直されたことから、今後、各市場は独自の整備計画を策定する必要がある。

2 前計画の取組実績

国が示す施設整備計画に基づき、久留米市場の関係者の意向等を踏まえ、第 10 次久留米市中央卸売市場整備計画（H28～R2）を策定し、市場機能の強化などに向けて、計画的な施設整備に努めてきた。具体的には、施設の耐震補強やコールドチェーンシステムの確立に向けた冷蔵庫冷却機改修など、34 件、221,273 千円の整備等を実施した。

（参考資料 整備実績）

3 新計画策定の基本的な考え方

市場関係者の意見や施設使用状況を十分に踏まえるとともに、劣化箇所や危険箇所の調査等を行い、次の 3 つの視点で優先順位を付けて、計画を策定する。

なお、基幹施設は築 40 年以上が経過し老朽化が進んでいるため、長寿命化の対応はもとより、卸売市場の将来的なあり方や、再整備について検討すべき時期にあること等を念頭に置いた上で改修を行うものとする。

◆3 つの視点

- ①安全上必要な箇所の改修（防火設備、外壁崩落危険箇所など）
- ②取引環境の整備に係る改修（冷蔵庫冷却機械、売場屋根の雨漏り対応など）
- ③長寿命化に係る改修（外壁など老朽箇所の計画的改修による建替コストの縮減）